

(写)

29生畜第472号  
平成29年7月14日

地方農政局生産部長  
北海道農政事務所長  
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

} 殿

(農林水産省※1) 生産局畜産部畜産振興課長  
生産局畜産部飼料課長

### 台風等災害発生時の家畜飼養の継続に向けた指導の徹底について

昨今の台風や局地的な大雨により、一部地域において、畜舎、飼料庫及び圃場の冠水、粗飼料の流失、道路の寸断による農場への飼料搬入の停止などの被害が発生し、家畜の飼養継続に支障が生ずる事案が複数発生している状況にある。

このため、今後も台風等による災害発生リスクがあることを考慮し、万が一被災した場合であっても畜産経営への影響を緩和できるよう、予め各畜産経営が減災のための対応に取り組むよう（貴局管内の都府県に対し、）指導の徹底を図られたい。

#### 1. 事前の対策

- (1) 各都道府県や市町村が公表している防災ハザードマップなどを確認し、各経営における施設や圃場などが、どのような災害に会う可能性があるか把握すること。その際、当該防災ハザードマップが作成された際に想定されていた降雨量などを上回る状況が起り得ることも考慮すること。
- (2) 家畜の飼養管理者及び家畜の避難先や避難経路を予め検討し、避難候補先から予め避難の協力について了解を得ること。また、被災時の緊急連絡先（役場、農協、家保など）を確認しておくこと。
- (3) 施設については、必要な修繕・補強を行うとともに、浸水に対処するため、暗渠を設置したり土嚢や排水ポンプを適宜準備するなどの対策を講ずるよう努めること。また、機械等の稼働に必要な燃料や電力を確保するための発電機や、飼養管理機器の保守に必要な部品などを備えるよう努めること。
- (4) 飼料、燃料などについては、家畜を少なくとも1週間以上飼養するために必要な分量を最低在庫量として維持するよう、計画的な生産や購入に努めること。その保管場所については、河川の増水や土砂崩れのリスクも考慮し、分散して保管するなど工夫すること。  
また、飲水についても貯留タンクの設置やくみ上げポンプを準備するなどの対応を行うよう努めること。
- (5) 天気予報などにより天候の状況を注視し、飼料作物の管理・収穫作業等の計画を変更するとともに、収量や品質の確保のために、その調製法についても、例え

ば、乾草からサイレージに切り替えるなど臨機応変な対応を行うこと。また、降雨による冠水に備え、圃場に明渠や暗渠を整備するなど、排水対策を講ずること。

## 2. 被害拡大防止のための対策

- (1) 市町村などから避難勧告などが出された場合には、人命を守るための行動を最優先させるとともに、ラジオ等で注意報の内容や周辺地域の被害情報などを確認すること。
- (2) 避難までに時間的猶予がある場合には、給水槽を満水にする、飼料を多めに給与するなど、しばらく飼養管理作業が出来ない可能性を考慮した対応を行うとともに、家畜の脱柵などによる逸走防止対策を講ずること。
- (3) 天候の回復後、安全を確認した上で施設や圃場を点検し、被害状況を被災時の緊急連絡先（役場、農協、家保など）に報告するとともに、死亡した家畜の処理や畜舎の消毒などについて必要な指示を仰ぐこと。
- (4) 被災後、機器等への通電を再開する際には、使用マニュアルなどにより手順や注意事項を確認するとともに、漏電やショートに留意した対応を行うこと。また、状況によってはメーカーによる点検を受けるなど極力一人で作業を行うことを避けるとともに、ヘルメットを始めとする安全装備を着用すること。
- (5) 道路の寸断等により飼料の搬入等が困難で、かつ、その状況の長期化が想定される場合には、家畜の生命維持を優先に飼料の給餌量を通常より減少することや、付近の野草等を利用すること等も検討すること。また、行政機関や生産者団体等との連携により、安全に配慮しつつ、予め避難候補先としている付近の公共牧場などに家畜を移動させることも検討すること。
- (6) 倒伏、冠水、土壌の付着などにより、品質が低下した飼料を給与する場合には、栄養価、嗜好性等にも配慮し、家畜の生産性が低下することのないよう注意すること。

施行注意：1 \*<sup>1</sup>は、各農政局宛ては除く

2 [ ] は、各農政局宛てのみに記載とする。